

平成20年6月6日(金)

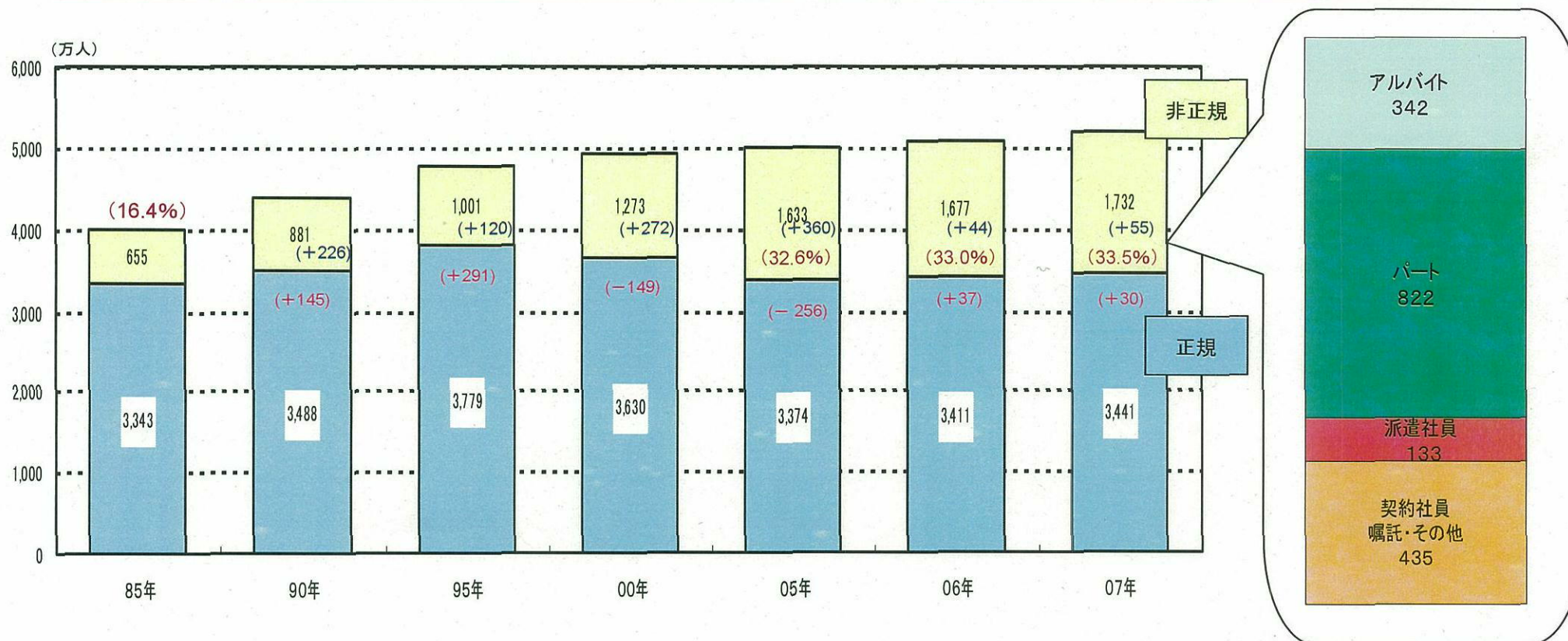
厚生労働省説明資料

政策統括官付労働政策担当参事官室

正規雇用者とパート、派遣、契約社員等の推移

- 正規雇用者数は近年減少傾向だが、2006年以降増加に転じた。一方、パート、派遣、契約社員等は、若年層を中心に増加。
- 派遣労働者、パートタイム労働者が現在の就労形態に就いた理由のうち、「正社員として働ける会社がないから」とする者の割合は上昇。

※派遣労働者 94年：19.2% → 03年：40.0%、パートタイム労働者 94年：11.9% → 03年：21.6% *



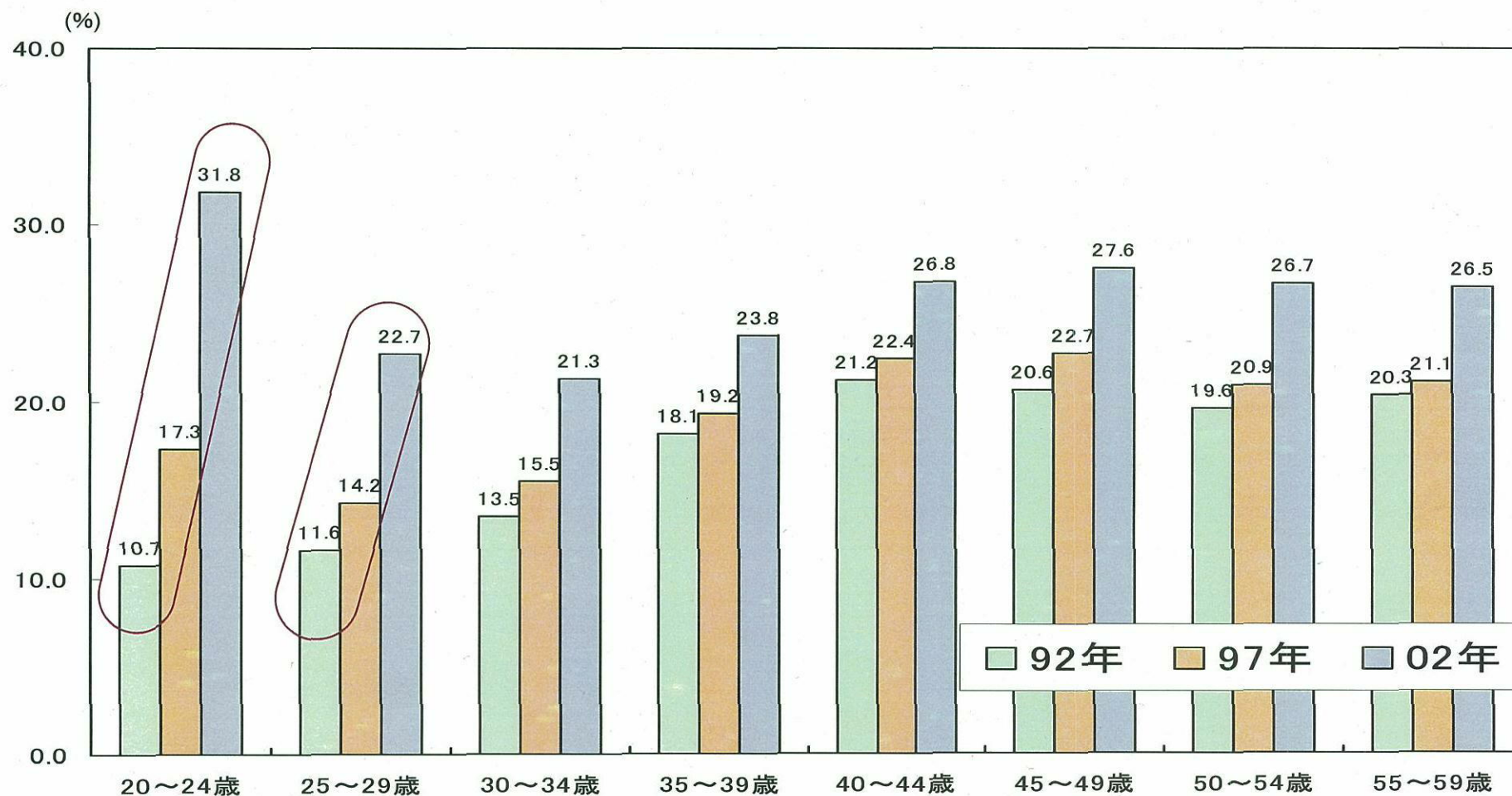
資料出所 2000年までは「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、2005年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）による。

（注）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

* 資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

年齢階級別、パート、派遣、契約社員等の雇用比率

○ パート、派遣、契約社員等の雇用の動きを年齢別にみると、特に若年者(20～24歳、25～29歳)でパート、派遣、契約社員等の比率の伸びが大きい。



(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計。

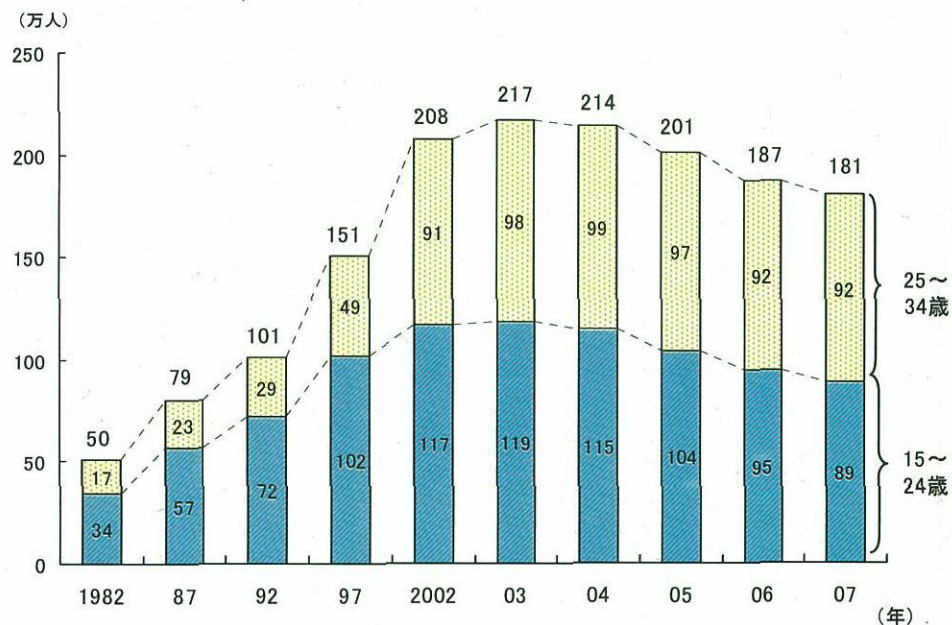
(注) 1 「パート、派遣、契約社員等」は、「パート・アルバイト」「労働者派遣事務所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」の合計。

2 パート、派遣、契約社員等の雇用比率は、雇用者に占めるパート、派遣、契約社員等の雇用者の割合。在学者を除く。

フリーター・ニートの状況

- いわゆる「フリーター」の数は、217万人(2003年)まで増加した後、4年連続で減少しているが、25歳以上の「年長フリーター」については改善に遅れ。ピーク時から7万人しか減っておらず、高止まりしている。
- いわゆる「ニート」の数は、1993年の40万人から64万人に増加して以降、同水準で推移していたが、2006年には62万人に減少し、2007年も同水準。

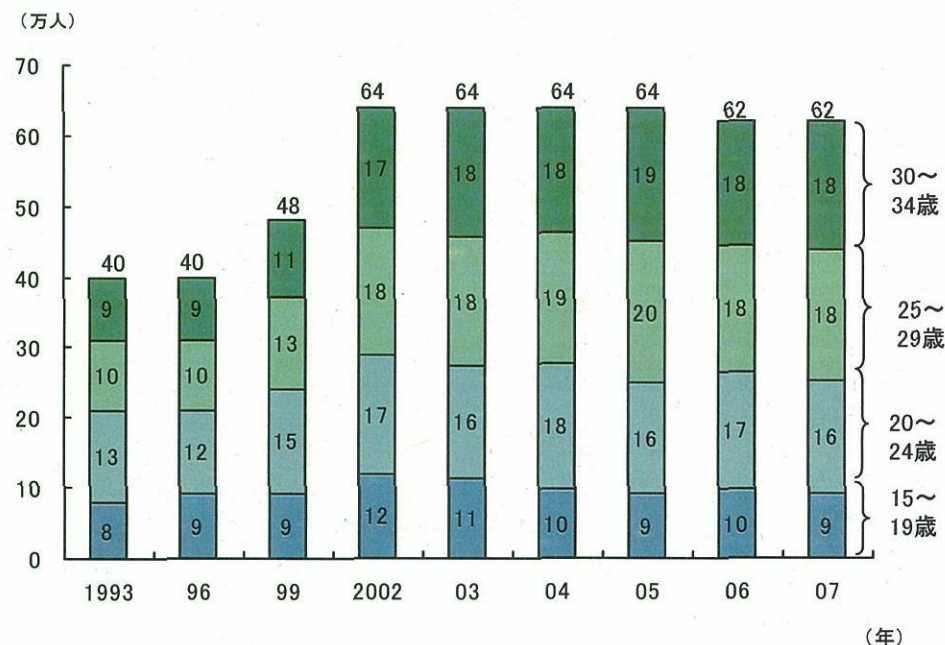
フリーターの数の推移



(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～1997年)、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」(2002年～)

- (注) 2002年以降の「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、
- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
 - 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
 - 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

ニートの数の推移



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

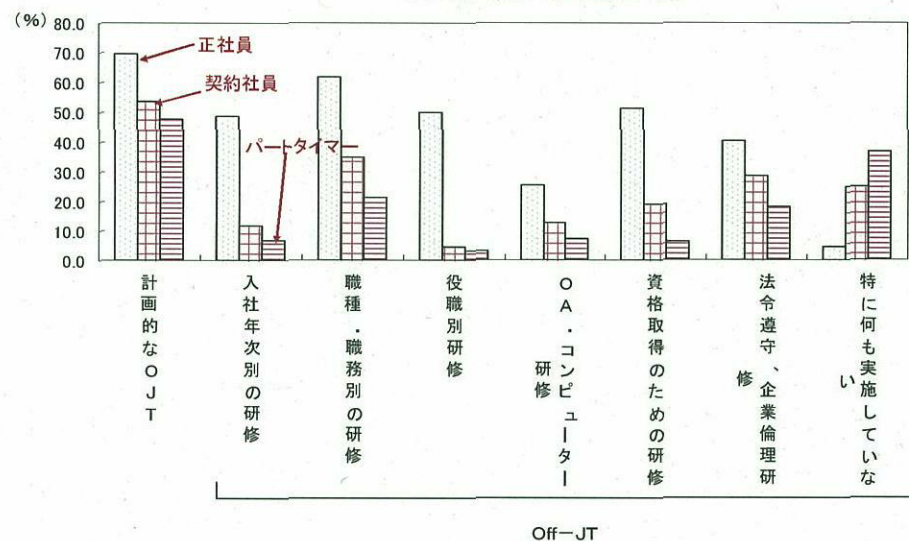
- (注) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

非正規雇用増加の社会的影響

非正規雇用増加の社会的影響として、①社会全体としての人的資本の蓄積の弱化、②少子化(晩婚化・非婚化)の加速が懸念。

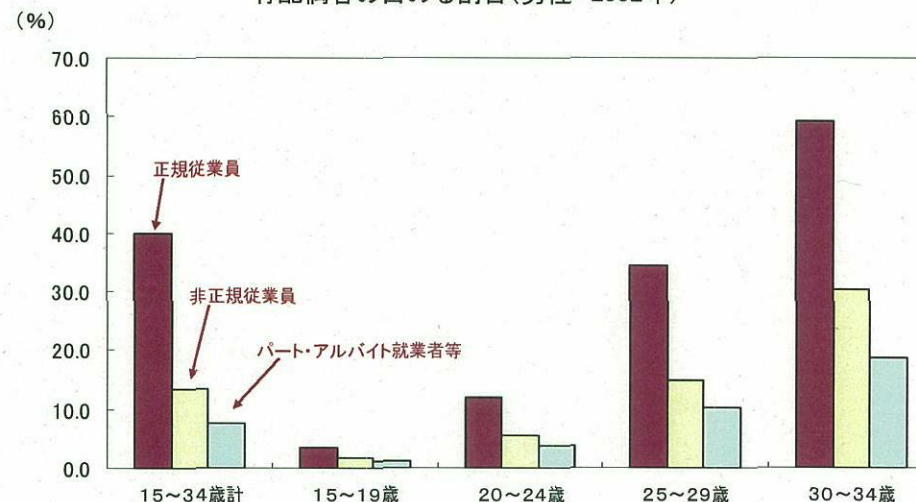
- ① 正規雇用者と非正規雇用者との間では、職業能力開発機会に格差がある。
- ② 非正規雇用では正規雇用に比べ有配偶率も低い(若年男性)。

教育訓練の実施状況



(資料出所)労働政策研究・研修機構「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」(平成18年7月)のデータを基に労働政策担当参事官室にて仮集計。

有配偶者の占める割合(男性 2002年)



(資料出所)総務省統計局「就業構造基本調査」を労働政策担当参事官室にて特別集計。

(注)在学者を除く。

(注)「パート・アルバイト就業者等」とは、パート・アルバイト就業者と、無業者のうちパート・アルバイトでの就業を希望する者の合計。

住居喪失不安定就労者の実態に関する調査の概要

1 概数調査

○ ネットカフェ等のオールナイト利用者の数と利用する理由をアンケート調査

・ 利用理由

「パソコン等を利用するため」……………52.8%

「仕事・遊び等で遅くなり、帰宅がおっくう」…27.8%

「住居がなく寝泊まりするために利用」……7.8%



住居喪失者(全国推定数約5,400人)

○ 年齢構成:20歳代と50歳代に2つの山が見られた。

非正規労働者:約2,700人

短期派遣労働者:約600人

短期直用労働者:約1,200人など

正社員: 約 300人

失業者: 約1,300人
(仕事をしていない(探している))

無業者: 約 900人
(仕事をしていない(探していない))

2 生活・就業実態調査

○ 生活・就業実態(東京300人、大阪62人)

・ 住居喪失理由(東京)

「仕事を辞めて家賃が払えなくなったため」……………32.6%

「仕事を辞めて寮などを出たため」……………20.1%

「家族との関係が悪く、住居を出たため」……………13.8%

・ 住居確保に当たっての問題(東京)

「アパート等の入居初期費用が貯蓄できない」…66.1%

「家賃を払い続ける安定収入なし」……………37.9%

「必要な保証人を確保できない」……………31.3%

・ 求職活動に当たっての問題(東京)

「日払いでないと生活費が続かない」……………40.2%

「履歴書に書く住所がない」……………30.4%

※ 調査期間:平成19年6月上旬～7月下旬

フリーター25万人常用雇用化プラン (平成19年度)

⇒ 約25.8万人(※)の常用雇用を実現 [速報値]

(うちハローワークによる就職者数 22.7万人(88%))

○ジョブカフェ等による常用就職支援

就職者数 約5.1万人

適性判断、カウンセリング、職業紹介等就職関連サービスを若年者にワンストップで提供するためのセンター(通称:ジョブカフェ)における支援。[46都道府県87カ所設置]

○トライアル雇用による就職支援

就職者数 約3.0万人(常用雇用移行率 80.2%)

企業における3ヶ月間の試行雇用を通じ、常用雇用への移行を促進する制度。

○日本版デュアルシステム等実践的な能力開発の実施

就職者数 約9千人(*平成20年4月末把握時点)

企業実習と訓練機関の座学を連結させた教育訓練プログラム。

* 訓練修了後3ヵ月時点の就職状況を確認しているため、年度終盤及び年度を超えて実績が増える傾向。

○ハローワークによるフリーター常用就職支援事業

就職者数 約16.9万人(※)

フリーター向けの窓口を設け、常用就職に向けたセミナーや合同選考会の開催、専任職員による一対一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口での相談風景

※ 各種事業の実績について一定の重複調整を行った数値。

平成20年度においては、常用雇用化目標を35万人とする「フリーター常用雇用化プラン」を推進

「ジョブ・カード制度」の全体像

職業能力形成
機会に恵まれ
ない者

Ⅱ

正社員経験が
少ない者

【利用者の例】

- フリーター
- 子育て終了後の女性
- 母子家庭の母親等
- 新卒者

ハローワーク
ジョブカフェ等

キャリア・コンサルティング

ジョブ・カード
の作成（１）

職務経歴、学習歴、
取得資格等を記載

職業能力、キャリア
形成上の課題、
希望等を整理

キャリア・コンサル
タントによる就業希
望・訓練希望等の
確認

訓練
への
推薦

訓練を要せず就職

大学・専門学校等

実践型教育プログラム

- 大学・専門学校等において職業能力形成に資するプログラム提供
- プログラム履修者に「履修証明」を発行

職業能力形成プログラム

- 企業実習＋教育訓練機関による座学
- ①企業が訓練生を雇用して実施する訓練と
②専修学校等に委託して実施する公共職業訓練がある

※このうち、①については、国
又は独立行政法人雇用・能力開発機構が認定（助成金あり）

企業評価（評価シートの記入）

職業能力
証明書
交付

履修証
明書

ハローワーク
ジョブカフェ等

キャリア・コンサルティング

ジョブ・カード
の作成（２）

職業能力
証明書

職業能力、キャリア
形成上の課題、
希望等を再整理

職業選択や職業
キャリアの方向付け

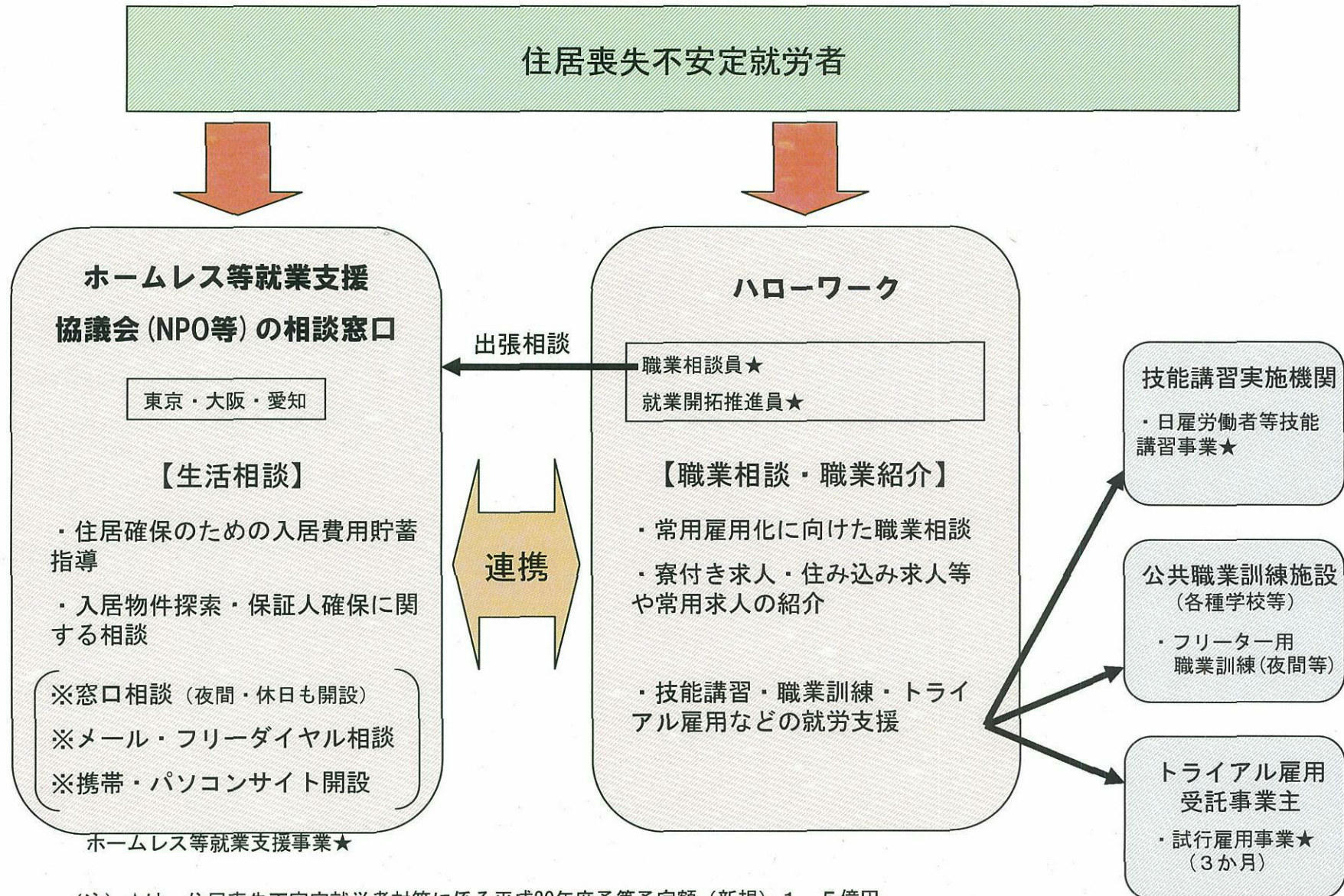
ジョブ・カード
の作成（１）

訓練実施企業で正式採用

他の企業で雇用

就職活動に活用

住居喪失不安定就労者就労支援事業の概要

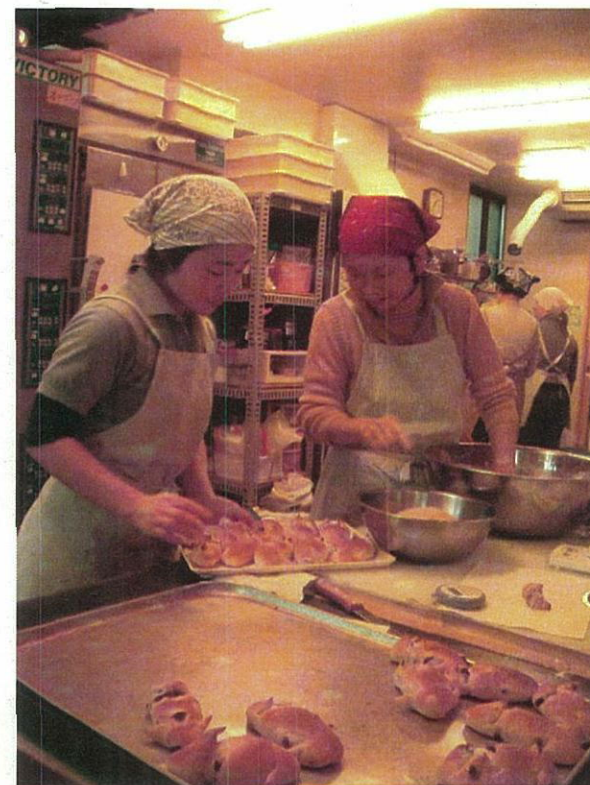
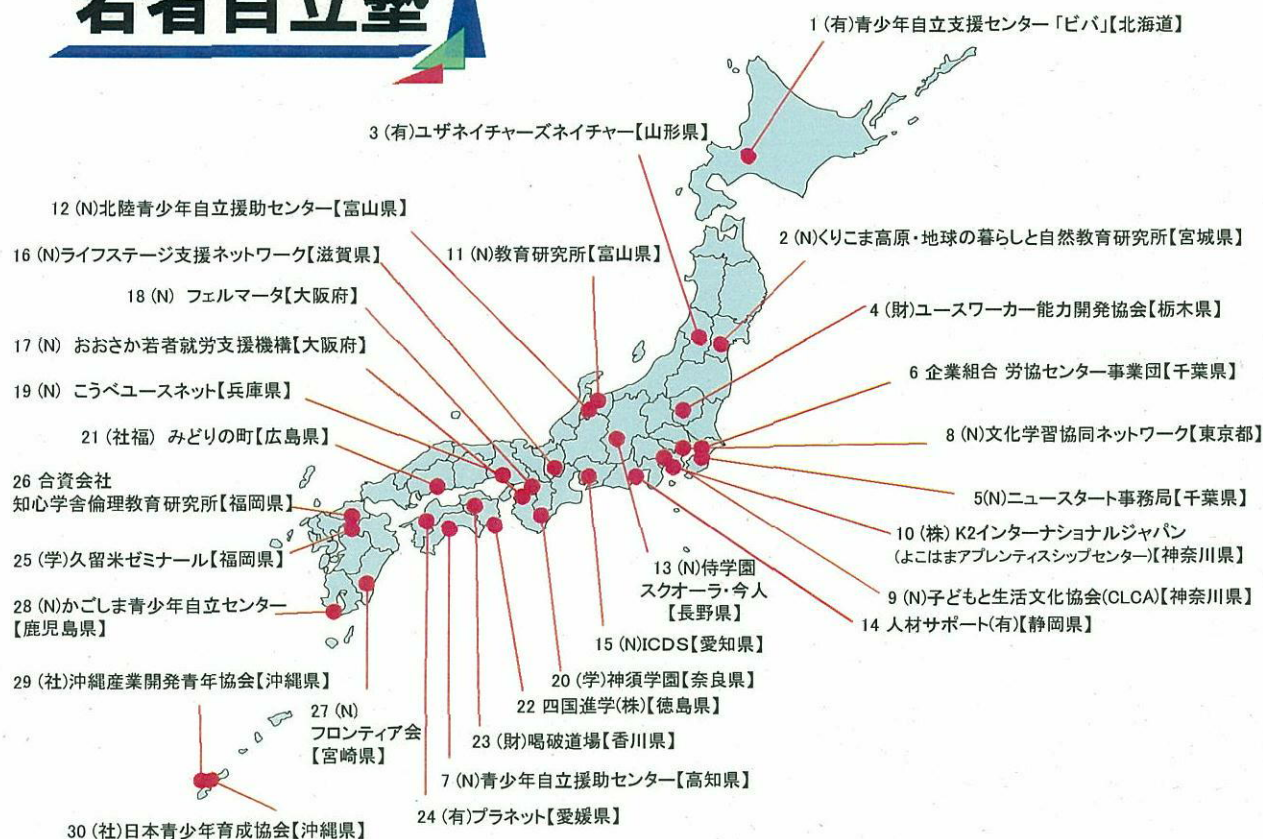


（注）★は、住居喪失不安定就労者対策に係る平成20年度予算予定額（新規）1.5億円

「若者自立塾」事業の実施 平成19年度予算額：10.1億円 平成20年度予算額：6億円

- 合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成
→ 働く自信と意欲の付与
- 民間事業者、NPO等により、
平成17年度から実施、平成20年度は全国30カ所で実施中。
- 期間は3ヶ月（平成20年度は6か月間のプログラムを（学）神須学園で実施予定）
- 修了者数1,529名（事業開始から平成20年2月末日までの累計）
→ 平成19年8月までの修了者の6か月経過後の就労率 58.8%

若者自立塾



若者自立塾での活動風景

地域における若者自立支援ネットワーク整備事業

平成19年度予算額 9.6億円

平成20年度予算額 13.5億円

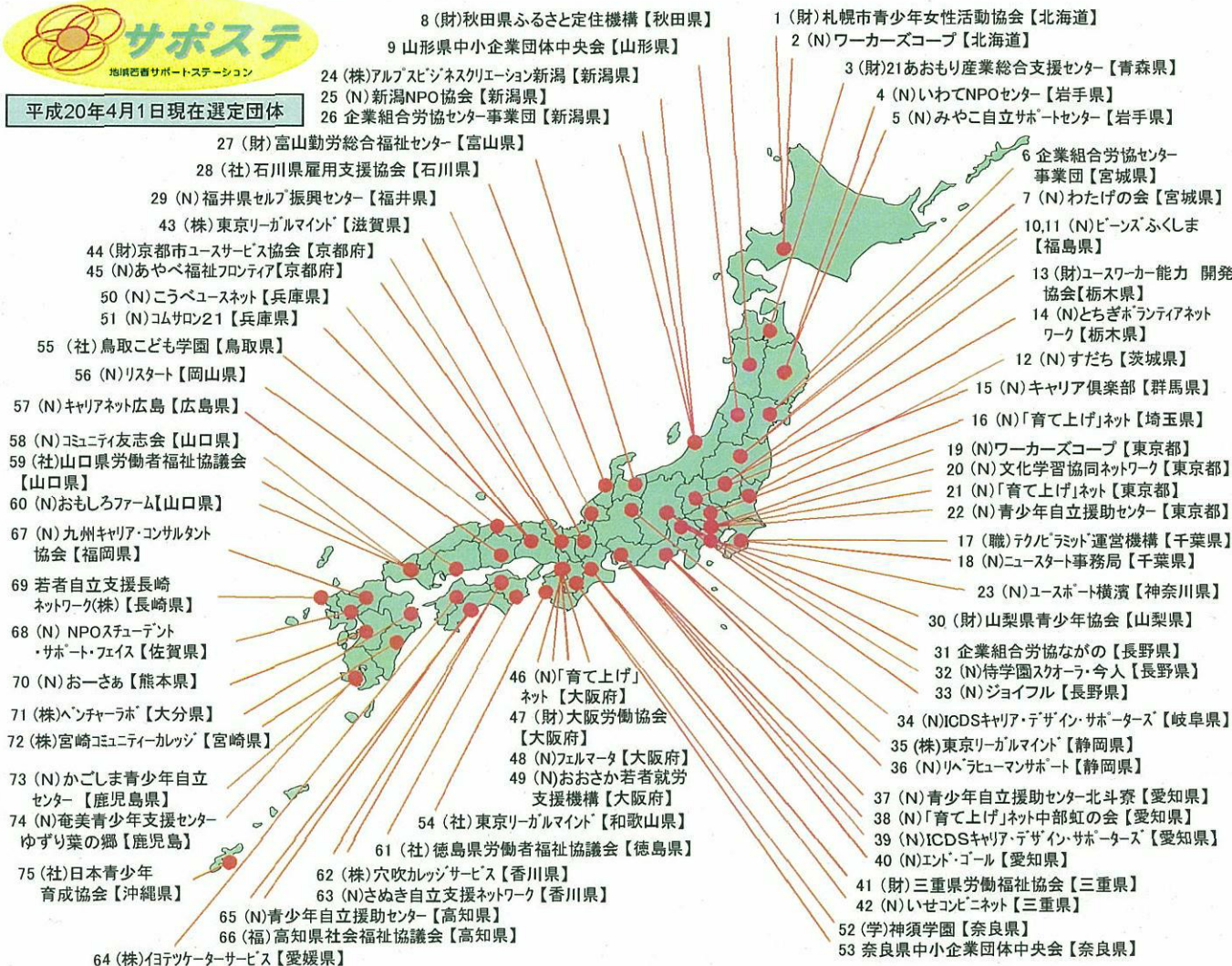
○ ニート等の若者の自立を支援するため、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置（平成18年度 25か所 → 平成19年度 50か所 → 平成20年度 77か所）

○ 若者の置かれた状況に応じた専門的な相談や職業意識啓発プログラムの実施、地域におけるネットワークの中核として各支援機関への適切な誘導の実施

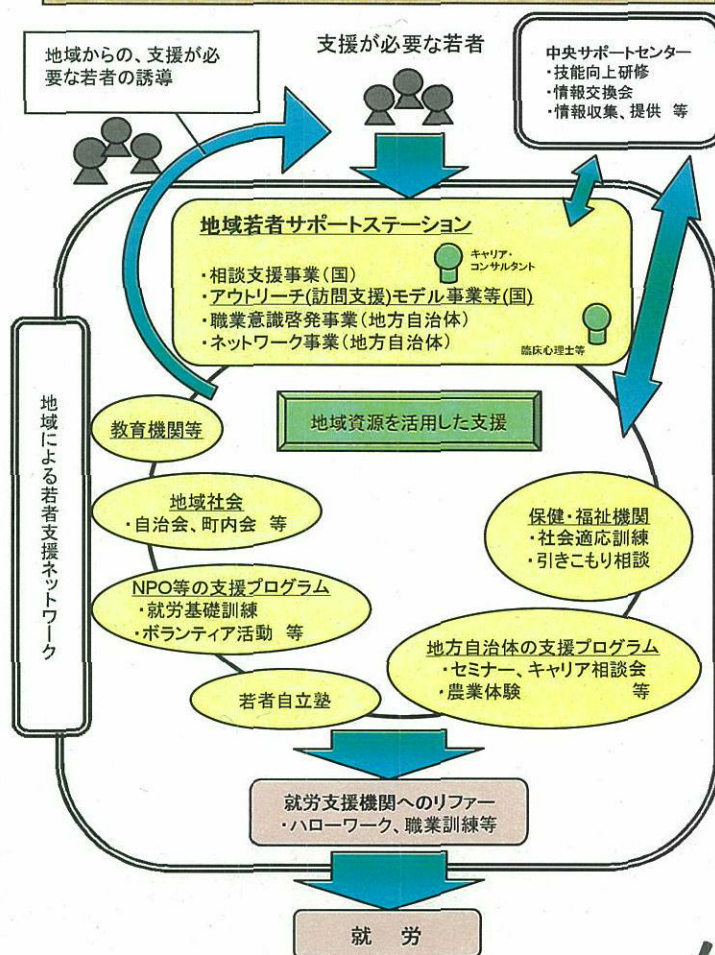
（のべ来所者数：35,244名（平成18年度）、144,859名（平成19年度））



平成20年4月1日現在選定団体



ネットワークを活用した若者の職業的自立支援の流れ



「新雇用戦略」(案)(抜粋) —「全員参加の社会」の実現を目指して—

【基本的方向】

○働く意欲を有するすべての人の就業を実現するため、今後3年間を集中重点期間として、若者・女性・高齢者・障害者等をはじめ、ニーズに応じたきめ細やかな支援施策を展開し、誰もが能力を十分に発揮できる「全員参加の社会」の実現を目指す。適切な経済財政運営と一体的に取り組み、我が国経済を成長させ、1人当たり国内総生産の増加につなげる。

若 者 「若者の自立の実現」

就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代半ばを迎える中、早急に安定雇用を実現する必要。

(1)「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進(3年間で100万人の正規雇用化)

- ◎就職氷河期に正社員になれなかった若者(年長フリーター、30代後半の不安定就労者)を重点に就職支援を集中的に実施。
- ◎職場定着までの一貫した支援により雇用・生活の安定を実現。
- ◎新たに30代後半の不安定就労者もトライアル雇用制度の対象者として積極支援。
- ◎若者の応募機会拡大に向けた企業の取組を促進。

(2)ニート等の自立支援の充実

- ◎地域若者サポートステーションを拡充し地域の連携協力を強化。
- ◎若者の意識改革・働く意欲の喚起(若者自立塾等)。

(3)実践的訓練・能力評価等を行うジョブ・カード制度の整備・充実

- ◎中央・地方のジョブカードセンターを開設し、協力企業を拡大。
- ◎ハローワーク等のキャリア・コンサルティング体制を整備。
- ◎職業訓練中の生活保障
 - 協力企業に対する助成制度を充実(Off-JTを含む訓練機関中の賃金負担を軽減)。
 - 訓練受講者に対する貸付制度を充実。

【目 標】

※【 】内は07年(度)の数値

※若者(25～34歳)男性の就業率

2010年に92～93% 【←91.0%】

※フリーター数

2010年までに170万人 【←181万人】

※ジョブ・カード取得者数

2010年までに若者を含め50万人

※地域若者サポートステーションによるニート等の進路決定者割合

2010年度に30% 【←24.8%】

※ 進路決定者割合の【 】内は06年7月～08年2月の実績。

▶平成20年度 若年者対策関連予算◀

平成20年度予算額 333億円

1 フリーター常用雇用化プラン等の推進～常用雇用化35万人を目標～ 227億円

年長フリーターに対する常用就職支援等の実施 36億円

◎ 年長フリーターに対する常用就職支援

・「ジョブミーティング」の実施による常用就職の支援〈新規〉

中小企業の人事担当者による年長フリーターを対象とした模擬面接等を行う「ジョブミーティング」の機会を設け、中小企業の人事担当者に対する年長フリーターについての理解等の促進や模擬面接による年長フリーターの面接場面でのアピールの仕方等の支援を行う。

・ジョブクラブ方式による常用就職の支援

的確な求職活動を行えない年長フリーターに対し、民間のノウハウを活用し、これらの者が相互に交流する場を設け、適職の探索や就職活動方法の習得等を行い、主体的に就職活動が展開できるように支援する「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式の取組を実施する。（年長フリーターの多い大都市部等14か所で実施）

○ 年長フリーター自立能力開発システムの実施

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させ、その後必要に応じてフォローアップ訓練を行い、訓練終了後には実習先事業主による能力評価を行う訓練システムを実施するとともに、業界の求める採用条件に適應するための訓練コースを開発・実施する。

若者の応募機会の拡大等に係る周知・広報、相談機能の強化 3億円

◎ 若者の応募機会の拡大について、事業主への周知・啓発、指導を徹底するとともに、企業等からの好事例の収集・分析、事業主への提供を行うほか、事業主団体と連携を図りつつ、応募機会の拡大等に取り組む事業主等への相談機能の強化を図る。〈新規〉

◎＝新規・拡充施策 ○継続施策

若者の職業能力開発機会の充実

152億円

- ◎ 職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）における若者の職業能力開発機会の提供
日本版デュアルシステムの拡充や、雇用関係の下で実習と座学を組み合わせた新たな有期実習型
訓練の創設・支援等を図る。〈一部新規〉
- トライアル雇用

ネットカフェ等で寝泊りする不安定就労者への就職支援の実施

1.5億円

- ◎ 住居を失い、ネットカフェ等で寝泊りする不安定就労者の安定的な雇用機会の確保を図るた
め、職業相談・職業紹介、技能講習、住居確保の相談等を行う。〈新規〉

その他

34億円

- ヤングワークプラザにおける就職支援の推進
- ハローワークによるフリーター常用就職支援事業
- ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

2 地域において支援を必要とする若者等のチャレンジ支援

48億円

地域若者サポートステーションの発展・強化

14億円

- ◎ ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、訪
問支援を行う人材の養成と訪問支援モデル事業等を実施するとともに箇所数を拡充する。
（実施箇所50か所→75か所（平成20年4月1日現在））

「若者自立塾」事業の実施

6 億円

- 合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業を実施する。

若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進

3.3 億円

- ◎ 若者の職業的キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件について所要の修正・開発を行うとともに、若年者支援施設の担当者等に対し、セミナー等を実施する。
- ◎ キャリア・コンサルティング付き携帯サイトを開設し、教育訓練情報や求人情報等の提供を行う。〈新規〉

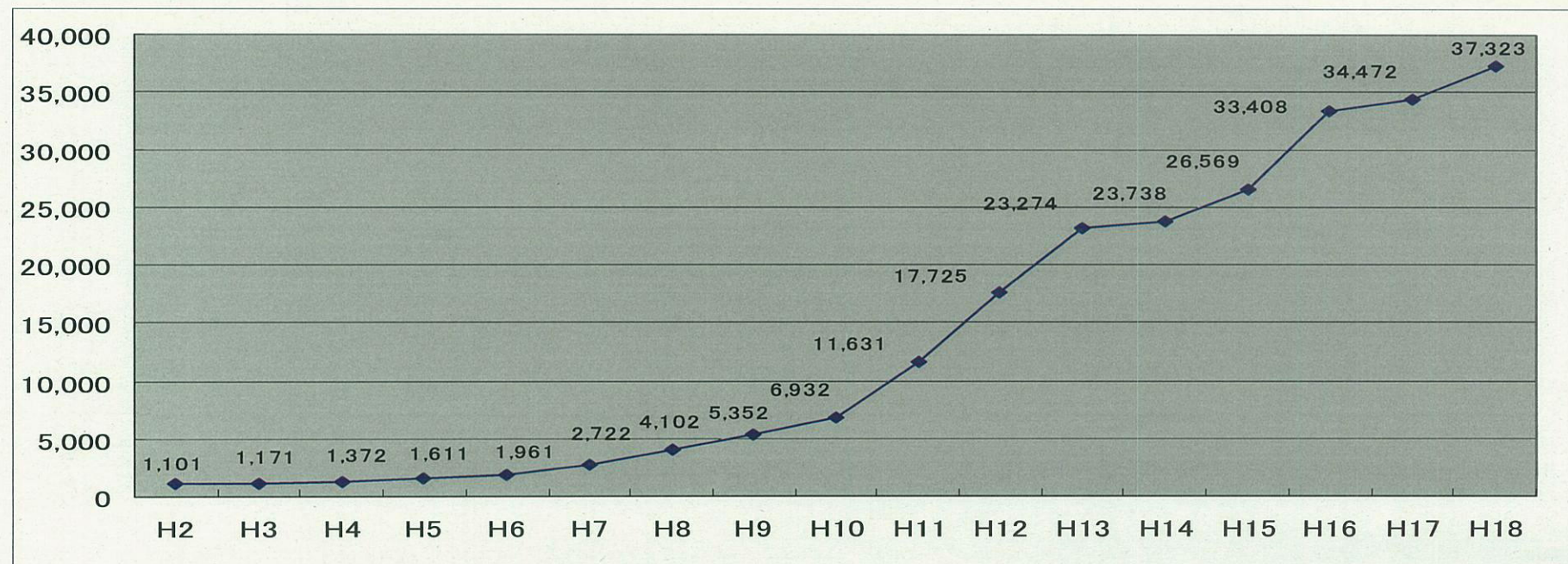
◎＝新規・拡充施策 ○継続施策

児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成18年度においては3.2倍に増加。

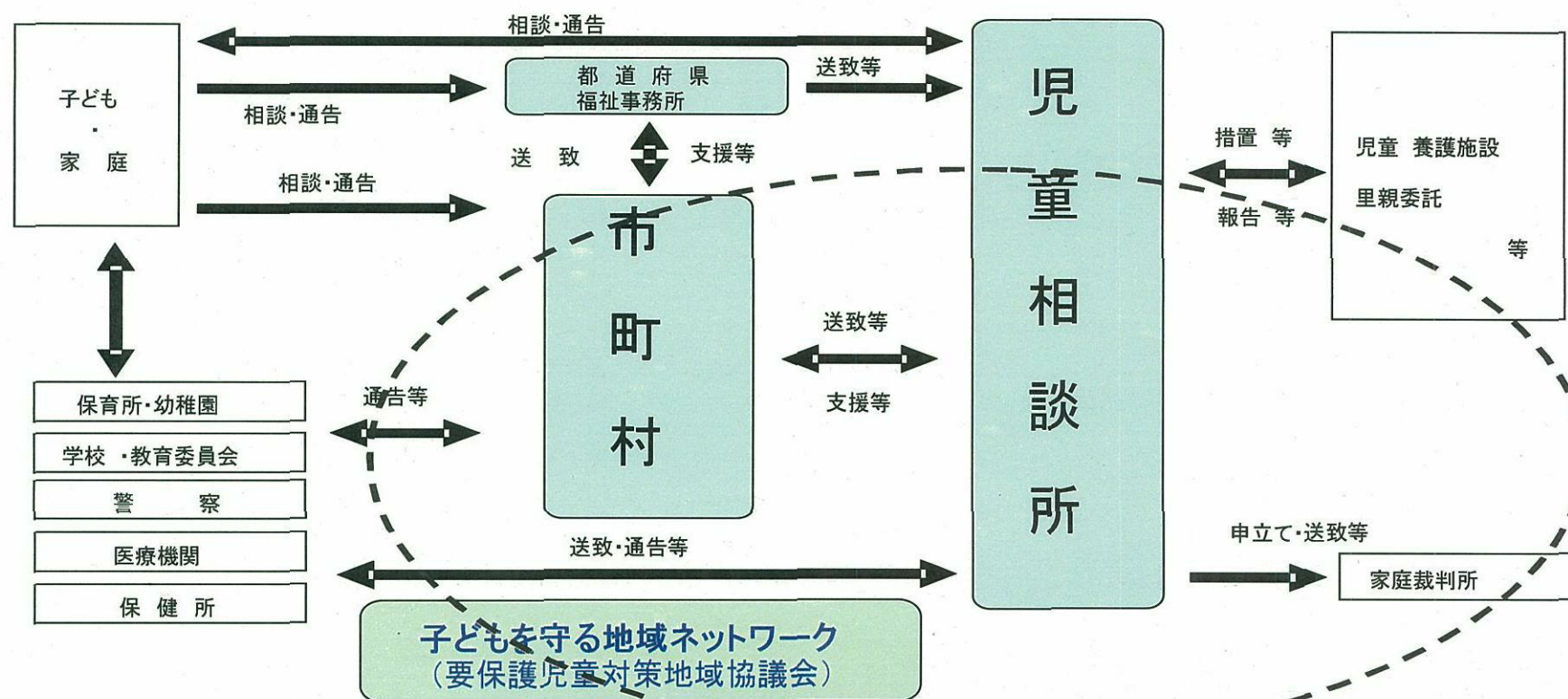
平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(1.00)	(1.06)	(1.25)	(1.46)	(1.78)	(2.47)	(3.73)	(4.86)	(6.30)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
(10.56)	(16.10)	(21.13)	(21.56)	(24.13)	(30.34)	(31.31)	(33.92)	
11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	

(注) 表中、上段()内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。



地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。
- 現在、各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進められているところ(平成19年4月1日現在、84.1%が設置)。



子どもを守る地域ネットワークについて(要保護児童対策地域協議会)

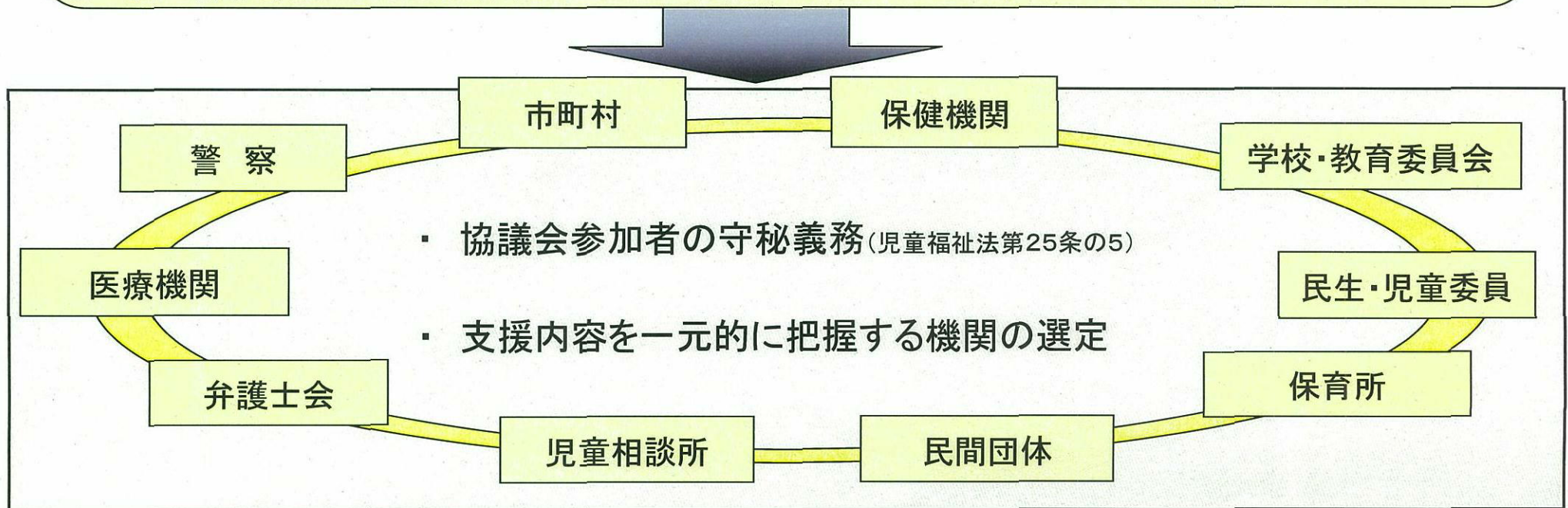
果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



ニートの状態にある若年者の実態等について

～「ニートの状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究」(平成19年6月公表)概要～

1 ニート状態にある若者に対するアンケート調査結果

- ニート状態にある若者の出身家庭は幅広い(「ふつう」47%、「やや苦しい」28%、「やや余裕がある」11%)
- 学校教育段階で躓きを経験している者が多い(中退者32%、不登校経験37%)
- 8割近くが何らかの職業経験を持っているが、熟練を要しない仕事の経験者が多い(79%)(平均就労回数2.6回)
- 学校でのいじめ、ひきこもり、精神科・心療内科の受診経験のある者が約半数(「いじめ」55%、「ひきこもり」・「受診」50%)
- 対面コミュニケーションの苦手意識が目立つ(64%)
- ニート状態にあることに精神的な負担(「うしろめたい」83%)

2 脱ニート者へのヒアリング調査結果

〔心理的特徴〕

- 受動性
- 「生きていくこと」への欲求の希薄さ
- 対人関係の希薄さ

〔脱ニート者から見た支援〕

- 支援機関が心理社会的サポートの場
- 自立塾卒塾後や就職後のアフターケアが大きな意味
- 「乗り気でなかった」若者も自立塾での経験が肯定的な評価に変化

3 支援機関での支援

- 若者の状況に合わせた居場所作りや家族会の編成など多様な支援を実施
- ニート状態を脱するための効果的支援プロセス
 - ① 個々の状態(表情、所作等)を見立てた上での対応
 - ② 本人の状況に合わせた無理しすぎない支援による自己評価の向上
 - ③ 規則正しい生活習慣や基礎体力の確保
 - ④ コミュニケーションの苦手意識解消に向けたトレーニング
 - ⑤ 就労体験を通じた社会への手応えの付与
 - ⑥ 訓練修了後や就職後のアフターケア

4 今後の課題等

- 支援機関の社会的認知度向上と早期支援の必要性
- 支援人材の量的拡大と質的向上の必要性
- 各種支援プログラムや継続的なフォローの充実
- 諸機関(学校、雇用、福祉、保健医療等)が連携した支援体制づくり
- 実学指向の教育の実施等ハンディを補う教育・訓練
- 発達障害等を抱える者への支援方法の開発
- 孤立化する若者に対する訪問等による支援